

令和3年8月23日

保護者 様

三島市教育委員会

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策へのご協力の依頼について

残暑の候、保護者の皆様におかれましては、学校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、静岡県では、令和3年8月8日（日）からまん延防止等重点措置が実施され、さらに、8月20日から9月12日まで緊急事態宣言の対象区域となっています。県の警戒区分はレベル6（厳重警戒）、国の警戒ステージIV相当が継続しています。

これに伴い、三島市では、コロナ禍における学校教育活動の実施指針である「学校における新型コロナウイルス感染症に関するマニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に示されている**地域の感染レベルを最高レベルである「レベル3」**に引き上げました。

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中で、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。

間もなく夏季休業期間が終わり、学校が再開されます。学校の教育活動の実施に当たっては、引き続き感染症対策を徹底していきませんが、児童生徒等の感染経路については「家庭内感染」の割合が多く、児童生徒等の感染を防ぐためには、各家庭での協力が不可欠です。

つきましては、感染症拡大を防止し、学校の教育活動を継続していくために、下記についてのご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。

併せて、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う児童生徒の出欠等の取扱いについても記載しましたので、ご確認ください。

#### 記

#### 1 お子様の登校について（地域の感染レベル2及び3の場合）

- ・ お子様に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪の症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅で休養していただく。
- ・ 同居のご家族に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪の症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合も、お子様には自宅で休養していただく（医師等により新型コロナウイルス感染症でないと判断されている場合を除く）。
- ・ お子様や同居のご家族に発熱等の風邪症状がなくても、同居のご家族がPCR検査等を受検することとなった場合は、お子様を自宅で休養させていただきます。
- ・ お子様や同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関を受診するようにお願いします。

※いずれの場合も「欠席」とせず「出席停止」として記録します。

※お子様または同居家族等の方が新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等を受けることになった場合、結果が判明した場合等には、お子様が通学している学校に必ず連絡してください。学校の電話受付時間以外に判明した場合は、三島市役所守衛室【電話番号 975-3111（午前8時から午後9時まで）】へ連絡してください。

#### 2 健康観察について（地域の感染レベル2及び3の場合）

- ・ 毎朝（登校前）、お子様の検温、健康観察をしていただく。
- ・ 同居のご家族も健康状態を確認していただく。

※健康観察アプリ「リーバー」へ毎朝の健康状態の入力を確実にを行うようお願いします。

#### 3 夏季休業明けの臨時休業等の措置について

学習機会の確保を図るため、現時点において、夏季休業明けの臨時休業等の措置は実施しない予定です。今後、状況が変化した場合は、各校から保護者の皆様へ連絡をします。

#### 4 感染症対策について

各小中学校では、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）』（文部科学省）に従い、以下の内容を徹底していきます。

(1) 保健管理等の徹底に関すること

- ・手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）を徹底します。
- ・給食時には、食事の前後の手洗いを徹底し、食事時には机を向かい合わせにしないようにするとともに、黙食を基本とするよう、児童生徒に指導します。
- ・教職員についても、児童生徒同様、出勤前に検温する等、健康管理を徹底します。

(2) 集団感染のリスクへの対応について

集団感染が確認された場に共通する条件は、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」という3つの密（密閉、密集、密接）が重なる場であることを踏まえ、教室等の常時換気の実施、可能な限り間隔を確保する座席の配置、近距離での会話や発声時の配慮等を徹底します。

(3) その他

8・9月は気温、湿度の上昇による熱中症の恐れがあるため、こまめな水分補給などによる熱中症対策を講じるとともに、健康観察を徹底します。また、児童生徒の個の事情を踏まえた上で、感染症対策を講じていきます。

#### 5 「地域の感染レベル3」の学習活動について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、実施しません。感染レベルの改善に伴い、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、以下のようなものです。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

#### 6 部活動について

緊急事態宣言期間中は原則中止とします。

#### 7 マスクについて

マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要です。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。詳しくは、以下を参照してください。

新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

「4. 問1 マスクはどのような効果があるのでしょうか。」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q4-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-1)

#### 8 新型コロナウイルスワクチン接種に伴う児童生徒の出欠等の取扱いについて

(1) 医療機関等において新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い  
期日や場所の選択が困難かつ接種場所までの移動に長時間を要する場合や接種後の経過観察を行いたい場合には、「出席停止」として記録できますので、お子様の通学する学校に相談してください。

ワクチン接種により遅刻・早退の必要がある場合は、出席扱いとします。

(2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、「出席停止」として記録します。

最後になりますが、感染者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等は、許されないことであることを、お子様とも話し合ってくださいようお願いいたします。

また、ご家庭でも、感染症拡大防止の観点から、不要不急の外出を避け、ご自宅で過ごすようご協力をお願いいたします。お子様へもお話くださるようお願いいたします。

担 当 学校教育課指導係  
電話番号 983-2671